

誓約書

平成 年 月 日

国有財産部局長 石川県警察本部長 殿

法人名若しくは個人名
代表者氏名

印

行政財産の使用許可の公募公告に参加するにあたり、下記の要件を誓約いたします。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団を利用するなどしている者ではないこと。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- 6 暴力団又は暴力団員及び2から5までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- 7 公募に参加するにあたり、上記1から6の要件を遵守し、将来的にも当該要件に反することがないこと。
- 8 使用許可後に、誓約が虚偽であることが判明し、又は上記1から6の要件に反することとなった場合、当該使用許可を取り消されても異議申し立てをしないこと。
- 9 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の措置を行う。
 - (1) 許可された物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。
 - ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

